

和歌山県臨床調査個人票電子化等推進事業について

【補助金の概要】

補助対象	難病対策（特定医療費支給事務）における臨床個人調査票の電子化等の環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金 例）院内システムの改修に係る経費 ブラウザでの直接入力（インターネット接続）用の PC の購入費等
補助金の額	上限額（10万円）又は所要額を比較して少ない方の額の1/2

（留意事項）

- ※国の予算の関係により、上記補助金の額から大幅に減額される可能性があります。
- ※難病指定医と小児慢性特定疾患指定医双方の指定医が在籍する医療機関については、重複しての補助はありません。原則、難病（本補助金）が優先されます。
- ※交付決定前に事業の着手（PCの購入等）を行った場合は、補助金交付の対象になりません。

要綱、交付申請の時期等は、国から補助金の内示があり次第別途案内します。

今回の所要額調査で回答いただいた医療機関のみ補助金の交付申請の案内をさせていただきます。

【補助金申請等の流れ】

